



やまびこ人権文化センターだより

発行 やまびこ人権文化センター 倉吉市中河原 772-6 TEL/FAX 0858-28-4265

4月から「改正障害者差別解消法」が施行に 事業者に合理的配慮の提供が義務化されます

令和6年4月から企業や店舗など事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化になります。障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くための何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

合理的配慮の提供とは？



障がいのある人が、障がいのない人と同じように商品の購入や

サービスを受けられるよう事業者が配慮することです。

例えば・・・

★入店・退店の際の誘導や補助

★棚の上段にある商品を取って渡す

★視覚障がいのある人への筆談での対応

このようなことが合理的配慮にあたります。



○合理的配慮の提供にあたって

配慮してほしいことは人によって異なるので、まずはその人が何を求めているのかを聞くことから始まります。

○最初のお声掛け

何か困っている人にはまず声をかけましょう。「何かお手伝いしましょうか？」とお声かけすると具体的な回答を得やすくなり、その後の対話につながります。



【今月のやまびこサロン・デイ】

4月は「年間計画」の説明をします。お気をつけてお越し下さい。

★やまびこサロン(10:00～) 西鴨 4月11日 天神野 4月18日 中河原二 4月25日
三地区とも 11:00～ やまびこデイ開催

【手話教室メンバー募集】

毎月1回手話教室の開催を予定しています。
初心者向けで優しい手話を一緒に勉強しませんか？
まずは体験からでも大丈夫です。気になられる方・受講希望の方は
【連絡先】やまびこ人権文化センター 28-4265 まで



やまびこ人権文化センター 令和6年度 主な取り組み

★相談業務



身近な相談窓口として、人権や生活上の様々な悩みや相談をお受けし、課題に寄り添い必要な支援を行います。

人権相談 ・ 生活相談 ・ 就労相談 ・ 教育相談

★人権啓発業務

様々な人権課題に向けて学習会等を開催していきます。

町内学習会の支援・センターだよりの発行
人権啓発 DVD や資料の貸出・人権問題講演会の開催

★地域交流事業

地域の中の繋がり・居場所づくりとして

やまびこサロン・やまびこデイの開催

小学生講座（ポテ茶体験・ホテル観賞など）

児童センターとの共催事業（異文化体験など）

★地域福祉事業

助け合い・支え合いながら、生きがいをもって暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを行います。

やまびこサロン・やまびこデイを活用した
健康・介護予防教室

3月13日 小鴨小学校地区学習会運営協議会 開催

学校・家庭(保護者)・地域(自治公民館長)・人権文化センターの4者が集まり1年間の取り組みの成果や課題、来年度の上小鴨小学校との統合に向けた学習会の方向性について話し合いました。

4者が一体となってより効果の期待出来る学習会の運営を行っていきます。



2月～3月 やまびこ映画館 開催しました！！

差別に対する悲憤を描いた島崎藤村の不朽の名作小説「破戒」が水平社創立100周年を記念して60年ぶりに映画化されました。明治時代後期の部落問題を描き、差別が根絶された社会の実現を願った物語として描かれています。出版されて110年以上の時間が流れた現在も未だに部落差別は残っています。

この映画をきっかけに、人権が尊重される社会を今一度考えてみましょう。



困りごとや人権侵害 一人で悩まないで人権文化センターは身近な相談窓口です

人権文化センターは、子どもから高齢者までの様々な人権問題や生活の困りごとについての相談に応じています。市の窓口や関係機関の紹介など随時対応していますので、お気軽にご相談ください。

差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課（☎22-8130）または、やまびこ人権文化センター（☎28-4265）にご連絡ください。

